

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、庶務業務や生産管理関連業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、請求人が会社内のトイレを使用中、派遣労働者に覗かれるという出来事（以下「トイレ事件」という。）があり、請求人から連絡を受けた取引先関係者が当該派遣労働者を殴打したことで当該取引先業者が1か月間の出入り禁止処分を受けるという出来事があった。

請求人によると、会社に対しトイレ事件について対処を求めたが、同人の望む結果には至らなかったところ、同事件が起こった〇月になると、毎年体調不良となり、平成〇年〇月頃には手や頬に震えを感じ、さらに足の震えや息苦しさを感じるようになった。同年〇月〇日には激しい過呼吸症状が現れたので、D病院に受診し「過換気症候群」と診断され、さらに平成〇年〇月〇日にE病院に受診し「パニック障害」と診断された。

請求人は、上記精神障害は業務に起因して発病したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が発病した疾病名及びその時期について、平成〇年〇月〇日に症状が出た際に診断したF医師は、「過換気症候群」と診断し、平成〇年〇月〇日に診断したG医師は、「パニック障害」と診断している。さらに、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、請求人が発病に至った経過や上記2人の医師の診断内容を勘案し、請求人が発病した疾病をICD-10診断ガイドラインの「F41 他の不安障害」であり、その発病時期は平成〇年〇月上旬頃としている。当審査会においては、専門部会の結論には、十分な理由があると判断し、請求人は平成〇年〇月頃に「F41 他の不安障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特

別な出来事」に該当する出来事は認められず、その他、請求人の発病前6か月間において、請求人に職場で心理的負荷をもたらした出来事について具体的に主張はなされていない。しかし、請求人は、平成〇年〇月〇日に発生したトイレ事件以降、上司の対応について不満を述べていることから、検討すると、以下のとおりである。

まず、トイレ事件及びその後犯人に暴力を振るった取引先会社のHが1か月の出入り禁止処分になったことについては、いずれも発病時期から4年も前のことであり、請求人の本件疾病発病の原因になったとは考え難い。さらに、請求人は、営繕社員と営繕業者との癒着があることをホームページの写真により提起するも同写真は削除されてしまったこと、隣の工場のトイレを使用することを禁じられたことなど、同事件以降、会社上司との間で様々なトラブルがあったことを主張するが、前者については、会社が行った内部審査では事実が確認されなかったものであり、また仮にそのような事実があったとしても、請求人自身に係るトラブルとは判断し得ないこと、後者については、そもそもトラブルと言えるものではないことから、これらの出来事を認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」であるとして捉えたとしても、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。